

給与システム入力データ変換業務（データエントリー業務）委託契約書

福島県（以下、「甲」という。）と、（以下、「乙」という。）
とは、給与システム入力データ変換（以下、「データエントリー」という。）業務の委託について、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（業務の委託）

- 第1条 甲は、次条の業務（「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は善良な管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（委託業務の内容）

- 第2条 甲が乙に委託する業務は、別紙「委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。
- 2 前項の処理を行うために必要な入力原票及びその他の資料並びに成果品（以下、「データ等」という。）の搬出入は乙が行うものとする。
- 3 乙は、入力原票及び成果品の搬出入を甲の指定する期日までに終了しなければならない。なお、甲は月間予定表を作成の上、乙に事前に期日を通知する。ただし、緊急に甲が必要とする場合は、その都度とする。
- 4 乙は、成果品を納入する際は、成果品に入力原票を添えて納入するものとする。

（委託期間）

- 第3条 委託業務を委託する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料の支払）

- 第4条 委託料は、データ1件について別表のとおりとする。
- 2 乙は、別表の単価にその月の実績件数を乗じた金額の合計額（円未満は切り捨て）に100分の110（消費税及び地方消費税）を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）を、甲に対して委託料として請求することができる。
- 3 甲は、前項の規定による支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定

した率で計算した額（当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを請求することができる。

（有償延期及び遅延利息）

第 5 条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に委託業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。この場合は前条第 4 項の例によるものとする。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。

（天災地変、不可抗力による無償延期等）

第 6 条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内に委託業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を詳記して、履行期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第 16 条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（損害の負担）

第 7 条 業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要が生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（委託業務の処理方法）

第 8 条 乙は、仕様書により委託処理を行うものとする。

（秘密の保持等）

第 9 条 乙は、委託業務を処理するために受領した第 2 条第 2 項に規定するデータ等を、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) データ等は、甲の指示した目的以外に使用し、若しくは第三者に提供してはなら

ない。

(2) データ等は、甲の許可なく複写又は複製してはならない。

(3) データ等の取扱い及び保管に関し、紛失、流出、盗難等の事故が生じたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ず、委託業者の履行により知り得た個人情報、機密情報、その他の情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。この契約期間満了後及び契約解除後も同様とする。

3 前2項の義務履行を確保するため、甲は、随時、乙に対して、所要の措置をとるべきことを指示することができる。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（福島県情報セキュリティポリシー遵守義務）

第11条 乙は、福島県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

（データの搬出入の注意義務）

第12条 乙は、第2条第2項に規定する入力原票及びその他の資料並びに成果品の搬出入にあつては、十分監視を行うとともに、細心の注意を払い、紛失、盗難、事故等のないようセキュリティの確保に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第13条 乙は、委託業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委託してはならない。

2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委託しようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を甲の承諾なしに、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと甲が認めるとき。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号)第 4 条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 前5号のいずれかに該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として支払済金額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項(2)に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第5条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約の変更等)

第17条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約保証金)

第 18 条 乙は、以下の計算式により算出した金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

計算式

([契約単価に以下の各予定件数を乗じた金額の合計額] × 1.1)

項目		予定件数
一般データエントリー		30,000
ト リ タ リ エ ン デ	債権者登録	600
	前職情報	1,000

- 乙は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。
- 乙は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）（以下「財務規則」という。）第 228 条第 2 項に規定する担保の提供をもって第 1 項の契約保証金の納付に代えることができる。
- 甲は、乙が財務規則第 229 条第 1 項各号の規定に該当すると認めるときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

（談合による損害賠償）

第 19 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 20 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金に係る債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(立入調査)

第 21 条 甲は、委託業務に係る乙のデータ等の管理状況について、必要に応じて立入調査をすることができるものとする。

(協 議)

第 22 条 この契約に疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 23 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和8年4月 日

委 託 者 甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福 島 県
福島県知事 内 堀 雅 雄

受 託 者 乙

(別表)

令和8年度データエントリー委託価格

項 目		予定件数	単 価 (税抜)
一般データエントリー 1件につき		30,000 件	円
日本語 データ エン トリー	債権者登録 1件につき	600 件	円
	前職情報 //	1,000 件	円

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りではない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。